

自由が丘地区
市政懇談会資料

平成30年11月18日

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか た かず ひこ 仲 田 一 彦
副 市 長	おお にし ひろ し 大 西 浩 志
副 市 長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	にし もと のり ひこ 西 本 則 彦
総合政策部長	やま もと よし ふみ 山 本 佳 史
総務部長	あか まつ ひろ あき 赤 松 宏 朗
市民生活部長	ほり うち もと よ 堀 内 基 代
健康福祉部長	いわ さき くに ひこ 岩 崎 国 彦
産業振興部長	よし おか まさ とし 吉 岡 雅 寿
都市整備部長	ます だ ひで なり 増 田 秀 成
上下水道部長	やす ふく あき ひろ 安 福 亮 博
議会事務局長	し みず さと し 清 水 悟 史
消 防 長	ふじ わら ひで ゆき 藤 原 秀 行
教育総務部長	いし だ ひで ゆき 石 田 英 之
教育振興部長	おく むら ひろ や 奥 村 浩 哉

地区からの意見・提言

自由が丘地区

	意見・提言の内容	回答者
1	自治会未加入者・脱会者の対策	市民生活部長
2	ゴミステーションの対策	市民生活部長
3	コープ志染店利活用 (2階空スペースの利活用)	教育振興部長
4	志染駅前ロータリーの活用と交番設置	市民生活部長
5	コープ側から反対駅側への連絡通路設置	都市整備部長
6	自由が丘地区内の地域交通手段の確保 ニコニコふれあいバスルートの規制緩和	都市整備部長
7	県道22号神戸三木線(特に広野～小林)交通停滞解消 及び災害時の多方面な避難路確保	都市整備部長
8		
9		
10		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	1	自治会未加入者・脱会者の対策 (暮らし・生活部会)
<p>(内容)</p> <p>人口減少や高齢化の進展、また近隣同士のつながりの希薄化を背景に自治会への未加入者や脱会者が増え、自治会運営や活動が成り立たなくなることが懸念されている。また、実際、ごみステーションの利用や災害時の初動体制において、問題も出始めている。</p> <p>そこで、下記のとおり、意見や要望・提言をとりまとめる。</p> <p>①未加入者・脱会者が増えていく中で市はどのように対応しているかと考えるか。</p> <p>②自治会組織やその活動を伝える・伝わる取組を市と協働で行いたい。</p> <p>③自治会組織や活動が伝わるリーフレットを協働で発行してほしい。</p> <p>④転入者については、行政の窓口において、リーフレットを使った丁寧な説明の実施と自治会への積極的な加入促進に努めてほしい。</p> <p>⑤仮称「三木市みんなで支える自治会条例」の制定を検討し、市民の役割として、自らが居住する地域の自治会への加入について、明確にしてほしい。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部市民協働課 市民生活部市民課	
<p>① 転入時や集合住宅建設時において自治会加入を勧めるチラシを配布したり、自治会の運営や会員の勧誘活動に役立てていただくため各区長へ自治会運営ハンドブックを配布したりするなど、自治会活動への参画を引き続き呼び掛けてまいります。</p> <p>また、自治会運営において、自治会役員のなり手不足や高齢化も問題になっていることから、他市の事例などを参考にしながら、若者や女性の参画と役員への登用、役員の業務負担軽減等についても、区長協議会や市民協議会と連携を図り、地域の皆様と一緒に考えてまいります。</p> <p>②③ 自治会組織の活動について、市民協議会及び自治会と市が協働で考えていくということは、貴重なご提案であると考えます。</p>		

このたび、リーフレットの案をご提示いただいておりますが、たいへん参考になるものですので、その協同発行について、区長協議会と連携しながら検討を進めてまいります。

- ④ 現在、市民課では転入手続きの一環で自治会への加入を勧めるチラシを配布しています。他にも暮らしに関わる様々なご案内を同時にさせていただいており、転入者のスムーズな手続きと他の来庁者手続きに支障をきたさないよう素早い対応を心掛けているところですが、自治会の有無や自治会活動についての詳しい問い合わせがあった場合は、市民協働課の窓口で説明を聞いていただくようにしています。

今後も、チラシ、リーフレット等を活用しながら、自治会活動への理解を深めていただくとともに自治会への加入促進に繋がられるよう努めてまいります。

- ⑤ まちづくりにおける市の役割、自治会の役割、市民の役割を明確にすることは、重要なことであると認識しています。

これを条例として制定するに当たっては、その条例が理念ばかりで形骸化したものにならないか、効果が発揮できる具体的な内容を盛り込んでいけるかどうか、しっかりと見極めなければなりません。市としては、①の対応についての具体的な取組みをしっかりと実践していくことが優先であると考えており、条例の制定については今のところ予定しておりませんが、他市の事例を研究してまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	2	ゴミステーションの対策について (暮らし・生活部会)
<p>(内容)</p> <p>① 自治会未加入者は、ゴミを清掃センターへ直接持ち込むよう周知してください。(これを元に、別途提出の「自治会未加入者・脱会者の対策」の、自治会未加入者に対する歯止め、及び自由が丘13地区の共通ルールとする)</p> <p>ゴミステーションの設置及び管理責任者は、それぞれの自治会が三木市に届け出をし、その役割を担っています。自治会員で管理・維持を行っているゴミステーションを未加入者が利用することにより、円滑な自治会運営に支障をきたすことも少なくありません(詳しくは、「自治会未加入者・脱会者の対策」にある背景②を参照してください)。</p> <p>② 路上ゴミステーションの実際について現地を見て確認し、対応を考えてください。</p> <p>③ ゴミステーション整備費の一部助成や補助金制度の創設について検討してください。</p> <p>自治会で整備の例として、この度の台風(21号)の到来で瓶ポストが転がるゴミステーションが見受けられました。二次被害にならないよう自治会負担で瓶ポストを固定したところもあります。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部環境課 市民生活部生活環境課	
<p>① 現在、三木市の家庭ごみの収集方法は、ステーション方式とし、その設置と管理を各自治会に依頼しています。平素よりご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>一般家庭のゴミは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)で、市がごみを収集し運搬し処分しなければならないとされていることから、市からゴミの清掃センターへの直接搬入を周知することはできません。</p> <p>また、「廃棄物処理法」では、住民はごみの適正な処理に関する市の施策に協力しなければならないとも規定されています。「地方</p>		

自治法」では、住民が地方公共団体のサービスを「ひとしく」受ける権利があると述べており、自治会未加入者のごみステーションの使用を禁止することは法律にも反する行為であるとされています。

従いまして、自治会の皆様には、自治会への未加入とごみステーションの使用禁止を直接関連づけるのではなく、自治会未加入者のごみステーションの利用につきましても、必要経費と管理作業の出役を負担頂いた上で、ごみステーションの使用を認めていただきますよう、ご理解を賜りたく存じます。

②③ ごみステーションの設置につきましては、「三木市ごみステーションの設置及び管理に関する指導要綱」を定めており、ごみステーションの設置者は自治会等で、その設置場所は、自治会で協議の上決定された場所を市へ届出いただき、承認しています。

自由が丘地区のごみステーションの設置状況は、116箇所中、79箇所が車道（一部歩道）上で、ごみステーションとして利用されている状況です。それは、自由が丘地区におけるごみステーションの設置場所の確保が、住宅開発事情によりできなかったことが原因で、現在のような路上等でのごみステーションとなっていると推察しています。

現在、三木市におけるごみステーションの設置や管理費用については、各自治会でご負担いただいています。そのような中、ごみステーションの設置方法については、ごみ出し時や収集時のけが防止のため、金属製等のごみステーションから防鳥ネットを掛けた空き地でのごみ収集へ変更をお願いしています。新たなごみステーション整備に関する事案については、個別にご相談させていただきます。

なお、自由が丘地区のごみステーションについては、カラスなどの対策として、防鳥ネットの補助をご活用いただいている状況です。他地域からのごみの搬入防止につきましては、防止看板の設置での対応をお願いいたします。

空きびんポストについては、強風により転がっている状況を把握していますが、各自治会における空きびんポストの固定につきましては、空きびんの回収量に応じて自治会に交付しています「集団回収運動奨励金」を活用して、対応をお願いしたいと思います。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	3	コープ志染店利活用（2階空スペースの利活用）（志染駅前活性化部会）
<p>(内容)</p> <p>現在、コープ志染店の2階空スペースについては、週に2、3回の使用頻度しかなく、神戸電鉄の利用もしくは、コープやトーホーに買い物がある時以外は、志染駅周辺に立ち寄ることがない。駅周辺のお店も少なく閑散としている。自由が丘公民館の利用状況についても飽和状態となっており、次のとおりコープ志染店2階空スペースを老若男女問わない地域交流の場の提供や商業施設の誘致に使えないか検討してほしい。</p> <p>①公民館の一部機能の移管 ②託児所設置・子供の遊び場の提供 ③商業施設の誘致</p> <p>また、場所の提供にかかる賃料及び使用料について、助成金等の対応を検討いただけないか。</p>		
回 答	<p>(担当課) 教育振興部生涯学習課 健康福祉部子育て支援課 産業振興部商工振興課</p>	
<p>① 自由が丘公民館をご活用いただきありがとうございます。</p> <p>公民館は、地域住民の皆様の「学び」、「集い」、「交流」の施設として地域の皆様にご利用いただいております。当公民館につきましては、市内でも比較的多く活用いただいておりますので、利用を希望される日や希望される時間帯により、他の利用者と重複する場合があります、ご不便をおかけしております。</p> <p>しかしながら、こうした状況は、現在の公民館の活動、機能が充実し、地域の皆様の「学び」、「集い」、「交流」の核としての機能を果たしている結果の現れであると考えております。</p> <p>こうしたことから、コープ志染店へ、その機能の一部を移管した場合、地域の皆様の「学び」、「集い」、「交流」の核としての機能が分散されることから、コープ志染店へ公民館機能を一部移管することは考えておりません。</p> <p>地域の皆様からのご提案として、駅前の活性化、賑わいづくり</p>		

の視点からコープ志染店の2階空きスペースの活用のお考えとのことですが、市といたしましては、皆様の活動を支援できるところは検討いたしますが、まずは、区長会、市民協議会をはじめとする地域の皆様の自主的な工夫とご努力により、何か活用の方法はないものか、ご検討いただきますようお願いいたします。

- ② 現在コープ志染店では、2階空きスペースで毎週火曜と木曜の午前10時から午後2時まで『いこい～の志染』と称して、休憩やおしゃべりのほか囲碁や将棋を楽しんだり、絵手紙教室やコミュニケーション麻雀体験会などのイベントもあり、文字通りいこいの場としてボランティアの方々により運営されています。

また、第1水曜日には子育て支援の団体が、ゆったりスペースを利用して、絵本の読み聞かせや買い物の間の託児（有料）も実施されています。

自由が丘地区には、子育て世代も多いことから、子育て中の親子が集える場として、公民館などの公共施設だけでなく、コープ志染店のスペースの利用ができることについて、いろいろな機会に案内してまいります。

- ③ 商業施設が撤退される主な原因は、家賃と人件費が売上に占める割合が大きく赤字が出ることであって、新たな出店も無いため現在の状況になっていると思われまので、商業施設の誘致に対応することは難しいと考えています。
- ④ なお、現在2階空きスペースに関し、子どもの居場所として利用されている団体は無料で使用できています。今後、地域で活用されるに当たり、賃料や使用料が発生する場合は、市も一緒に相談させていただきます。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	4	志染駅前ロータリーの活用と交番設置 (志染駅前活性化部会)
<p>(内容)</p> <p>深夜における安心安全(夜間の青少年のたむろ、駅からのつきまとい、女性への声掛け)駅周辺が閑散としている。自由が丘の「顔」としての駅前の防犯の必要性(毎日ほぼ2000名を超える乗降客と金融機関を安心して利用できる)。過去に交番移転の話があり耐用年数などの問題で見送られた経緯があるが(耐用年数よりも必要性という観点から再考して欲しい)の4点を踏まえて</p> <p>(意見)</p> <p>駅前ロータリーを含めた場所に交番移転して欲しい ロータリーの歩道沿いにフリーマーケット等導入 安心、安全を基軸にした駅前ロータリーの活用 活気ある「自由が丘の象徴」としての位置付け</p> <p>(提言)</p> <p>交番移転に関する市からのバックアップによる警察との交渉役</p>		
回答	(担当課) 市民生活部生活環境課 産業振興部商工振興課	
<p>ご意見をいただきました交番の志染駅前への移転については、平成15年当時にも市政懇談会等で要望いただきましたが、交番がコンクリート造りであるため耐用年数が50年に定められており、まだ残期間が相当あることから、新築・移転することは困難であるとの見解が警察から出されました。当時、市としましては用地だけでもと買収を試みてまいりましたが、合意に至らず今日に至っています。</p> <p>交番の移転に関しては、平成24～25年頃には自由が丘中公園への移転の話もありましたし、自由が丘交番の担当区域である三木南地区の意向もあることから、自由が丘、三木南地区の総意として移転候補地の議論をしていただき、その方向性が明確になると合わせて、新築・移転候補用地の取得を含め警察等との協議を進めたいと考えています。</p> <p>ロータリーの歩道沿いにフリーマーケット等を導入することにつ</p>		

いては、道路占用等の許可事務手続きが必要なことから、実施主体が決まりましたら側面的に協力出来るものと考えます。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	5	コープ側から反対駅側への連絡通路設置について（志染駅前活性化部会）
<p>（内容）</p> <p>神鉄志染駅南側と北側を結ぶ連絡通路の設置についての状況はそうなっているか。</p> <p>加えて志染駅とコープ、サンテラスなど商業施設を包括した連絡通路の設置ができないか。また計画案については、市主導で神鉄、関係地権者、関連業者の意見を取りまとめ、一貫したプロジェクトとしてご検討頂きたい。</p> <p>① 志染側のコープサンテラス志染から反対側に連絡通路設置 ② 通路は天候にかかわらず安全に通行出来るように屋根付き ③ それぞれの出入り口付近に店など商業施設を設けたい。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 都市政策課	
<p>志染駅周辺は、コープ、トーホーなどの商店が立地するなど地域の生活の拠点となっていることから、更なる利便性の向上が必要と考えます。その中で、志染駅を南北に結ぶ連絡通路については、土地利用の活性化が図られていない駅南西側エリアの計画的な土地利用を検討するなかにおいて合わせて検討を行っていきたいと考えています。今後、要望に対する地域の具体的な考えをうかがいながら、関係者・関係機関と協議を進め、事業の成否を含めた検討をしていきます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	6	自由が丘地区内の地域交通手段の確保 ニコニコふれあいバスルートの規制緩和 (交通部会)
(内容) 地域ふれあいバスの運行ルート見直しを行っていただきたい。		
回 答	(担当課) 都市整備部交通政策課	
<p>地域ふれあいバスは、そもそも交通空白地における最寄りの路線バスのバス停や公民館などへの移動手段の確保を目的として運行しております。</p> <p>このため、運行ルートの見直しにつきましては、既存の路線バスの運行に影響が出ないことを前提として、運行受託者である特定非営利活動法人ニコニコグループや国、バス事業者などと協議の上、対応を検討してまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	7	県道22号神戸三木線（特に広野～小林）交通停滞解消及び災害時の多方面な避難路確保（交通部会）
<p>（内容）</p> <p>〈背景〉</p> <p>自由が丘市民協議会発足（平成20年6月）からの地域的課題</p> <p>(1) 自由が丘団地入口交差点（県道22号線）における団地から22号線への通過時間がかかり、団地内の交通渋滞を引き起こしている。</p> <p>(2) 県道22号線（広野地区～小林地区）における沿線「商業施設」の開所に伴い、交通渋滞が起きている。</p> <p>(3) 日常生活の時間的、経済的ロスとともに、災害時にスムーズに避難できる道路確保が必要である。</p> <p>〈意見〉</p> <p>1. 都市計画道路「神戸三木線（4車線）」及び「広野吉田線（2車線）」の早期着工、完成</p> <p>2. 大災害時に多様な避難経路を確保でき、安全・安心に寄与する。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部道路河川課	
<p>ご意見のあったとおり、都市計画道路の「神戸三木線」「広野吉田線」が完成すれば、(1)～(3)の地域課題は解消もしくは緩和されると市においても考えています。</p> <p>都市計画道路「神戸三木線」については、現在の神戸三木線が県管理道路であることから整備について県に要望するとともに、この度、整備に向けた検討の場（勉強会）を県・市で定期的に持つこととしています。</p> <p>都市計画道路「広野吉田線」については、その大部分が県道志染土山線を拡幅する計画の路線となっていますが、志染駅周辺については、計画的な土地利用と一体となって整備する必要があることから、志染駅周辺の計画的な土地利用について市で協議し、整備方法について検討します。</p>		

